

ジェンクス 軽JNK Sの運用が開始されました

軽JNK S（軽自動車税納付確認システム）の運用が令和5年1月から開始されました。このシステムにより軽自動車検査協会での車検に用いる納税証明書が原則不要になります。

ただし、継続検査（車検）対象となる車両のうち、二輪の小型自動車（251cc以上）は検査機関が異なるため、引き続き納税証明書の提示が必要となります。

次の場合には、これまでと同じように紙による納税証明書の提示が必要となりますので、ご注意ください。

紙の納税証明書が必要な場合

- ・対象車両について過去に未納がある場合
- ・登録後1年未満でまだ課税されていない場合
- ・納付後1～2週間以内に車検を受ける場合

また、軽自動車検査協会で車検を行う車両については、令和5年度から口座振替対象者への軽自動車税（種別割）納税証明書（ハガキ）の送付を

廃止しますので、振替結果は預（貯）金通帳への記帳によりご確認ください。

なお、二輪の小型自動車（251cc以上）については、口座振替後10日前後で、軽自動車税（種別割）納税証明書を送付します。ただし、過去の軽自動車税に未納がある車両については送付しませんので、未納分を納付した上で、納税証明書（無料）を請求ください。

■問い合わせ

税務課 ☎ 0820（74）1008

3月1日利用開始

証明書自動交付機を設置します

マイナンバーカードを利用して、コンビニ交付と同様に各種証明書（住民票の写しなど）が取得できる「証明書自動交付機」を大島庁舎1階ロビーに設置します。

交付申請書の記入が不要なため、時間をかけずに証明書が受け取れます。

■利用開始日 3月1日(水)

■利用時間

午前8時30分から午後5時15分（土日祝日・年末年始は除く）

※戸籍関係は午前9時から午後5時まで

■利用に必要なもの

- ・マイナンバーカード（数字4桁の暗証番号が必要です）
- ・交付手数料

■取得可能な証明書

住民票の写し、印鑑登録証明書、所得・課税証明書、戸籍全部（個人）事項証明書、戸籍の附票の写し

■問い合わせ

大島総合支所 地域窓口班 ☎ 0820（74）1001

マイナンバーカードで簡単に取得できます！

